

APIR Discussion Paper Series No.29

2012/8

社会保障と税の一体改革の長期財政収支と
世代別受益と負担への影響

日高 政浩

大阪学院大学 経済学部 教授

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、一般財団法人アジア太平洋研究所の公式見解を示すものではない。

社会保障と税の一体改革の長期財政収支と

世代別受益と負担への影響

日高 政浩²

大阪学院大学 経済学部 教授

【要旨】

本稿は、社会保障・税一体改革のおよぼす影響について、財政の持続可能性問題の観点から、定量的に評価をする。ここではとくに、①単年度の財政収支（特にプライマリーバランス）が安定的に黒字化していくのか、②世代別の受益と負担にどのような影響を与えるのか、の2つを取り上げる。

分析の結果、消費税率の10%までの引き上げではプライマリーバランスの赤字が一時的に縮小するものの拡大を続け、将来世代へ多大な負担を先送りすることが示された。プライマリーバランスの黒字化のための追加策として、消費税率の20%までの引き上げと、医療保険と介護保険の給付の抑制を取り上げた。この2つの政策を行うと、一時的にプライマリーバランスは黒字化し、将来世代と現存世代の生涯負担の格差は大きく縮小するという結果を得た。

JEL Classification : H20, H50, H68

Keywords : 世代会計、財政の持続可能性、プライマリーバランス、政府債務

¹ 本稿の作成にあたっては、財団法人関西社会経済研究所（現一般財団法人アジア太平洋研究所）「税財政研究会（2011年度）」において、橋本恭之先生（関西大学教授）はじめとするメンバーから貴重な助言を頂いた。ここに記して感謝したい。

² E-mail: mhidaka@ogu.ac.jp

はじめに

わが国の重要な財政課題として以下の2つがあげられよう。ひとつは速やかな対応が求められる2011年の東日本大震災からの復興であり、もうひとつは積年の課題である人口高齢化に伴う社会保障の改革である。この2つの課題に対する政策は、時間軸的にはまったく異なるものである。

震災復興は2011年の地震と津波による被害が発生することによって、政府の対策が必要になった。それ以前は、地震に対する備えはさらに高い水準で行う必要があったのかもしれないが、その必要性は顕在化しておらず、財政支出での対応は地震が契機であった。また、今求められている政策的な対応は、復興を速やかに行うために、短期間に財政支出を集中させることである。

これに対して、2012年に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」で議論の対象となっている社会保障と税制は、その課題が、すでに長い期間広く認識されてきた。社会保障は政府支出の中でも最大の項目であり、その支出が少子高齢化の一層の進展によって財政収支の悪化をもたらし、将来にわたって持続可能な制度にするための改革が必要であることが予測されていたのである。社会保障制度の改革は、将来にわたる財政収支に影響をおよぼすとともに、将来の社会保障の給付と負担構造の変化を通じて、現在の社会保障の最大の受給者である高齢世代の受益・負担だけでなく、若年世代や将来世代の受益・負担にまで、長期的に、かつ幅広い世代に影響がおよぶのである。

本稿では、現在の2つの大きな政策課題について、財政の持続可能性問題の観点から、定量的に評価をする。ここではとくに、①単年度の財政収支（特にプライマリーバランス）が安定的に黒字化していくのか、②世代別の受益と負担にどのような影響を与えるのか、の2つを取り上げる。以下での分析は世代会計の手法を利用して行われる。

1. 財政の持続可能性と世代会計の関係

1.1 世代会計の定義

「世代会計」は財政の状況を「財政赤字」というマクロの単年度の財政指標として表わすのではなく、「各世代別の生涯にわたる政府への純支払い」というミクロの指標でとして表わそうとするものである。まず、Auerbach, et. al (1999)の定式化に従って記述すると、 k 年生まれ世代の t 年以降生涯にわたる政府への純支払い、すなわち世代会計 $N_{t,k}$ は、

$$N_{t,k} = \sum_{s=\max(t,k)}^{k+D} \bar{T}_{s,k} P_{s,k} \frac{1}{(1+r)^{s-t}} \quad (1)$$

と表される。ここで、 $P_{s,k}$ は k 年生まれの世代の s 歳の人口、 $\bar{T}_{s,k}$ は s 歳のときの政府への純支払いであり、本稿では、

$$\bar{T}_{s,k} = tax_{s,k} + sstax_{s,k} - ssm_{s,k} - ssb_{s,k} \quad (2)$$

と定義する³。ここで、 tax は税負担、 $sstax$ は社会保障負担、 ssb は現物による社会保障給付と教育などの個別消費、 ssm は現物以外の社会保障給付である。(1)式は t 年以降の毎年の純支払いを利子率 r で割り引いて t 年で評価することを示している。

世代会計と政府の予算制約式との関係は、

$$\sum_{s=0}^D N_{t,t-s} + \sum_{s=1}^{\infty} N_{t,t+s} + W_t^g = \sum_{s=t}^{\infty} G_s \frac{1}{(1+r)^{s-t}} \quad (3)$$

と表される。左辺の W_t^g は t 年期首の政府の純資産、 $\sum_{s=0}^D N_{t,t-s}$ は t 年時点で生存している 0 歳から

D 歳までの世代⁴の生涯の純負担の合計、 $\sum_{s=1}^{\infty} N_{t,t+s}$ は、 $t+1$ 年以降に生まれる世代の純負担の合計である⁵。ここで、 G_s は s 年の政府の支出で、右辺は t 年以降の毎年の政府支出を利子率 r で割り引いた現在価値の合計になっている。この式から分かるように、 G_s は世代会計にカウントされない支出を意味している。

1.2 世代会計を応用した財政赤字

世代会計は各世代の生涯にわたる純負担を計測したものであるから、政府の予算も長期的なものを考慮している。財政赤字の概念を用いれば、単年度の財政赤字の大きさを見ているのではなく、長期的な予算から財政赤字が解消されるという制約を課しているのである。

政府の予算制約式(3)の中で、家計から政府への純移転額は左辺の第 1 項と第 2 項に、世代別の合計として定義されていた。ここで、政府の予算制約式を各年度の合計として定義しなおすと、

$$\sum_{i=t}^{\infty} \sum_{s=1}^{100} (\tilde{T}_{s,i}) \frac{1}{(1+r)^{i-t}} + W_t^g = \sum_{i=t}^{\infty} G_i \frac{1}{(1+r)^{i-t}} \quad (4)$$

と表される。ここで、 $\tilde{T}_{s,i}$ は i 年における s 歳の政府への純負担で、(1)式の $\bar{T}_{s,k} P_{s,k}$ (k 年生まれ s 歳の純負担) とは、

$$\tilde{T}_{s,i} = \bar{T}_{s,i-s} P_{s,i-s} \quad (5)$$

³ (2)式は次節で具体的に示される。

⁴ D は寿命を寿命の上限を表す。本稿では、100歳以上の人口を100歳でまとめ上限とした。

⁵ 左辺の第 2 項は将来世代の世代会計の合計で、Auerbach 他(1991) では、この項は残差として求めている。将来世代の純支払い \tilde{T} は、将来の政府消費から、現在の政府純資産と、生存している世代の純支払いを除いたものと定義しているのである。

の対応関係がある。 i 年の純負担の総計を、 \tilde{T}_i とすると、

$$\begin{aligned}\tilde{T}_i &= \sum_{n=1}^{100} \tilde{T}_{s,n} \\ &= TAX_i + SSTAX_i - SSM_i - SSB_i\end{aligned}\quad (6)$$

となる。ここで、 TAX は政府の税収入、 $SSTAX$ は政府の社会保険料収入、 SSB は政府の現物による社会保障給付の総額、 SSM は現物以外の社会保障給付の総額である。利子収入、および利子支払を除く単年度の政府の収支であるプライマリーバランスを pb とすると、

$$\begin{aligned}pb_i &= \tilde{T}_i - G_i \\ &= TAX_i + SSTAX_i - SSM_i - SSB_i - G_i\end{aligned}\quad (7)$$

である。これを用いると(3)式の世代会計と(4)式の政府予算制約式は、

$$\begin{aligned}&\sum_{s=0}^D N_{t,t-s} + \sum_{s=1}^{\infty} N_{t,t+s} - \sum_{s=t}^{\infty} G_s \frac{1}{(1+r)^{s-t}} \\ &= \sum_{s=t}^{\infty} \frac{pb_s}{(1+r)^{s-t}} \\ &= -W_t^g\end{aligned}\quad (8)$$

とまとめられる。したがって、現存世代と将来世代の世代会計から政府支出の現在価値を差し引いた額は、プライマリーバランスの割り引き現在価値額に等しく、さらに期首負債に等しいという関係が成立しているのである。世代会計の計測を行うには、将来のプライマリーバランスの動向が(8)式の最後の等式を満たしているかどうか確認しなければならないのである。

2. 世代会計モデルの設定

2.1 財政収支と世代会計モデル

ここで、基準年次における財政収支と世代別の受益・負担構造の関係を簡単に示しておく。まず、財政収支については、政府の範囲を一般政府とする。これによって中央政府(国)、地方政府(都道府県・市町村)、および社会保障基金がすべて含まれる。一般政府の財政収支の項目は表1に示されている。2010年度の財政収支としてプライマリーバランスに注目すると、表1にあるように、一般政府全体では35兆3667億円の赤字である。

表1 一般政府の部門別勘定

取引の種類 \ 部門	平成22年度(2010)			合計
	中央政府	地方政府	社会保障基金	
1. 生産・輸入品に課される税(受取)	20,444.1	19,421.7	0.0	39,865.8
(1) 生産物に課される税	17,214.1	5,104.5	0.0	22,318.7
a. 付加価値型税(VAT)	10,033.3	2,641.9	0.0	12,675.2
b. 輸入関税	785.9	0.0	0.0	785.9
c. その他	6,394.9	2,462.6	0.0	8,857.6
(2) 生産に課されるその他の税	3,230.0	14,317.2	0.0	17,547.2
2. (控除) 補助金(支払)	823.9	2,268.3	0.0	3,092.2
3. 財産所得(受取)	3,161.8	612.6	3,079.8	6,854.2
(1) 利子	3,026.2	260.1	3,072.2	6,358.5
(2) 法人企業の分配所得	109.1	345.9	0.1	455.1
a. 配当	61.3	0.0	0.0	61.3
b. 準法人企業所得からの引き出し	47.8	345.9	0.1	393.8
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	0.1	0.2	0.0	0.3
(4) 賃貸料	26.3	6.5	7.5	40.3
4. 第1次所得の受取	22,782.0	17,766.0	3,079.8	43,627.8
5. 財産所得(支払)	7,789.8	2,210.5	8.2	10,008.6
(1) 利子	7,683.5	1,996.9	8.2	9,688.6
(2) 賃貸料	106.4	213.6	0.0	320.0
6. 第1次所得の支払(注1)	7,789.8	2,210.5	8.2	10,008.6
7. 第1次所得バランス(純)	14,992.2	15,555.5	3,071.6	33,619.2
(再掲) 第1次所得バランス(総)	18,338.5	26,463.2	3,171.0	47,972.6
(控除) 固定資本減耗	3,346.3	10,907.7	99.4	14,353.4
8. 所得・富等に課される経常税(受取)	22,385.6	15,086.0	0.0	37,471.5
(1) 所得に課される税	22,009.1	13,296.3	0.0	35,305.4
(2) その他の経常税	376.5	1,789.7	0.0	2,166.2
9. 社会負担(受取)	457.5	2,601.9	54,444.1	57,503.5
(1) 現実社会負担	0.0	0.0	54,433.6	54,433.6
a. 雇主の強制的現実社会負担	0.0	0.0	24,692.4	24,692.4
b. 雇用者の強制的社会負担	0.0	0.0	29,741.2	29,741.2
(2) 帰属社会負担	457.5	2,601.9	10.5	3,069.9
10. その他の経常移転(受取)	689.6	26,212.4	31,841.7	58,743.8
(1) 非生命保険金	6.8	7.8	1.0	15.6
(2) 一般政府内の経常移転	254.1	26,112.4	31,128.4	57,494.9
(3) 経常国際協力	0.1	0.0	0.0	0.1
(4) 他に分類されない経常移転	428.6	92.2	712.4	1,233.1
11. 所得の第2次分配の受取	38,524.8	59,455.7	89,357.4	187,338.0
12. 現物社会移転以外の社会給付(支払)(注2)	1,307.3	10,593.5	55,317.9	67,218.7
(1) 現金による社会保障給付	0.0	0.0	55,307.4	55,307.4
(2) 無基金雇用者社会給付	457.5	2,601.9	10.5	3,069.9
(3) 社会扶助給付	849.9	7,991.5	0.0	8,841.4
13. その他の経常移転(支払)	51,987.8	12,581.6	576.0	65,145.5
(1) 非生命純保険料	7.5	8.6	1.1	17.2
(2) 一般政府内の経常移転	48,972.4	8,273.9	248.6	57,494.9
(3) 経常国際協力	370.8	0.0	0.0	370.8
(4) 他に分類されない経常移転	2,637.1	4,299.2	326.4	7,262.6
14. 所得の第2次分配の支払(注3)	53,295.1	23,175.1	55,893.9	132,364.2
15. 可処分所得(純)	-14,770.3	36,280.6	33,463.5	54,973.8
(再掲) 可処分所得(総)	-11,424.0	47,188.4	33,562.9	69,327.2
(控除) 固定資本減耗	3,346.3	10,907.7	99.4	14,353.4
16. 調整可処分所得(純)	-16,374.4	21,554.9	-5,374.3	-193.8
(再掲) 調整可処分所得(総)	-13,028.1	32,462.6	-5,275.0	14,159.6
(控除) 固定資本減耗	3,346.3	10,907.7	99.4	14,353.4
17. 最終消費支出	14,941.6	41,969.0	38,860.3	95,770.9
(1) 現物社会移転(個別消費支出)	1,604.1	14,725.7	38,837.8	55,167.6
a. 現物社会給付	0.0	0.0	37,142.1	37,142.1
(a) 払い戻しによる社会保障給付	0.0	0.0	1,666.2	1,666.2
(b) その他の現物社会保障給付	0.0	0.0	35,475.8	35,475.8
b. 個別的非市場財・サービスの移転	1,604.1	14,725.7	1,695.7	18,025.5
(2) 現実最終消費(集合消費支出)	13,337.6	27,243.3	22.5	40,603.3
18. 貯蓄(純)	-29,712.0	-5,688.4	-5,396.8	-40,797.1
(再掲) 貯蓄(総)	-26,365.7	5,219.4	-5,297.4	-26,443.7
(控除) 固定資本減耗	3,346.3	10,907.7	99.4	14,353.4
19. 資本移転(受取)	6,992.7	7,279.6	200.5	14,472.7
(1) 他の一般政府部門からのもの	819.7	6,502.3	96.0	7,418.0
(2) 居住者からのもの	6,172.9	777.3	104.5	7,054.8
うち資本税	1,250.4	0.0	0.0	1,250.4
(3) 海外からのもの	0.0	0.0	0.0	0.0
20. (控除) 資本移転(支払)	8,972.4	2,941.5	20.8	11,934.7
(1) 他の一般政府部門に対するもの	6,595.4	818.4	4.2	7,418.0
(2) 居住者に対するもの	2,093.4	2,123.0	16.7	4,233.1
(3) 海外に対するもの	283.6	0.0	0.0	283.6
21. 貯蓄・資本移転による正味資産の変動	-31,691.7	-1,350.2	-5,217.1	-38,259.1
22. 総固定資本形成	3,751.3	11,422.2	44.0	15,217.5
23. (控除) 固定資本減耗	3,346.3	10,907.7	99.4	14,353.4
24. 在庫品増加	-21.1	0.0	0.0	-21.1
25. 土地の購入(純)	359.7	1,219.5	-7.2	1,572.0
26. 純貸出(+)/純借入(-)	-32,435.3	-3,084.2	-5,154.5	-40,674.0
(参考) プライマリーバランス(注4)	-26,998.1	-172.6	-8,196.0	-35,366.7

2.1.1 税金と個人の税負担

政府の税金を個人の負担にどのように帰着させるのか、その想定についてまとめておく。個人の負担は消費課税、労働所得課税、および資産課税の3つとし、それぞれ年齢別の消費、所得、資産に応じて税負担をするものとする。各年の個人の税負担の合計は、政府の税金に一致する。政府の税金については表1の分類を基準とする。

表1のうち税金に該当するのは第1に、「生産財・輸入品に課される税」から「補助金」を控除した額である。これは消費税、酒税などの国税や地方の間接税が含まれており、これを個人の消費課税の負担分と想定する。生産段階の補助金は政府の支出項目であるが、これは生産段階で財の価格低下を通じて負の消費課税としての効果があるものと仮定し、上記のように税負担の総額から控除する。第2は「所得・富等へ課される経常税」であり、第3は「その他経常税」と「資本税」である。前者を労働所得税に、後者を資産課税に分類するが法人税と利子所得課税についての調整を行う。法人税の帰着については労働所得と配当所得に転嫁されるものとし、労働所得への帰着分は労働分配率を用いることにする。利子所得と配当所得は所得税に含まれているが、労働所得課税ではなく資産課税に分類することとする。

2.1.2 個人の便益と負担

政府支出のうち、個人の便益に帰属するものとして、「現物社会移転以外の社会給付」および「現物社会移転」を取り上げる。前者には公的年金、後者には医療保険給付と介護保険給付が含まれている。これらの3項目は年齢別の給付を個別に推計する。3項目以外については、年齢別1人当たり給付が等しいものと仮定する。

社会保険料負担は「現実社会負担」を用いる。これを公的年金、医療保険、介護保険、その他に分類し、年齢別の負担に帰属させる。

2.1.3 便益に含めない政府支出

便益に含めない支出には、集合消費の性質をもつ政府支出が含まれる。具体的には「17. 政府最終消費支出」のうち「(2) 現実最終消費 (集合消費)」および公共投資に該当する「22. 総固定資本形成」「25. 土地の購入 (純)」である⁶。

2.2 震災復興の財政支出とその財源

震災復興のために、2011年度と2012年度に合わせて約14兆5千億円の財政支出を行うことが予定されている。本稿では、このうち2011年度に7兆9千億円、2012年度に6兆5千億円を振り分ける

⁶ 上記の2.1.1、2.1.2、2.1.3に含まれない政府の支出と収入項目は、その他の項目として扱うこととする。このその他の項目も便益と負担には含めない。

ものとする⁷。

震災復興の財政支出は一般政府の最終消費支出あるいは総固定資本形成に分類されるものと考えられるが、ここでは最終消費支出に含まれるものと仮定する。

復興の財源には、所得税、法人税、および住民税の期間を限定した増税があてられることとなっている。これらの開始時期、増税期間、および増税規模の総額は以下のとおりである。またこの章では、増税期間内に均等に増税されるものと仮定する。

表2 復興財源の増税期間と増税規模

税種類	増税期間と規模
所得税	2013年から25年間で 7兆5千億円
法人税	2012年から 3年間で 2兆4千億円
住民税	2014年から10年間で 8千億円

出所：政府公表資料等から筆者作成

2.3 社会保障・税一体改革

社会保障・税一体改革については、財源確保策としての消費税増税を取り上げる。社会保障の給付面では、年金の特例水準の解消を2012年から3年間で取り組み、その後はマクロ経済スライドによる給付の抑制が示されている。医療の給付については、医療の高度化と診療報酬改定により、2025年まで一人当たり医療費2.3～2.4%の伸び率であるという予測が付されている。この伸び率は内閣府の「経済財政の中長期試算(平成23年1月)」に示された名目経済成長率の予測値よりも高い水準であり、賃金上昇率に近い値である。

表3 経済前提
・経済前提

2023年度までの経済前提については、内閣府「経済財政の中長期試算(平成23年1月21日)」慎重シナリオに準拠するものとする。上記試算の推計期間を越える2024年度以降は2023年度と同じとした。

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023~
経済成長率(%)	1.0	1.3	1.3	1.5	1.3	1.5	1.8	1.8	2.0	1.8	1.7	1.8	1.7
賃金上昇率(%)	0.4	1.8	1.8	1.8	1.8	2.1	2.7	2.9	3.1	2.8	2.4	2.6	2.5
物価上昇率(%)	0.0	0.5	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2

【参考】試算の前提となったマクロ経済の姿(内閣府「経済財政の中長期試算(平成23年1月21日)」)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名目GDP(兆円)	483.8	490.3	496.8	504.2	510.9	518.5	527.7	537.4	548.0	558.1	567.4	577.4	587.3
実質成長率(%)	1.5	1.8	1.5	1.4	1.0	1.0	1.1	1.2	1.3	1.1	1.0	1.1	1.1
名目長期金利(%)	1.4	1.6	1.7	1.9	2.1	2.3	2.5	2.7	2.9	3.2	3.3	3.5	3.7

出所：内閣府「経済財政の中長期試算(平成23年1月)」

⁷ 想定は関西社会経済研究所(現 アジア太平洋研究所)の「景気分析と予測」2011年8月24日と同じものである。

消費税増税は、2014年4月から国税と地方税合わせて5%から8%へ引き上げられ、2015年10月に10%へと引き上げられる。本章のモデルでは年度単位で計算を行うので、第1章の分析と同様に、消費税率を2014年度8%、2015年度9%、2016年度10%とする⁸。

その他の経済変数をまとめておこう。経済成長率などの経済前提は2023年までは表3のとおりである。2024年以降も内閣府の「経済財政の中長期試算」に示されている名目経済成長率1.7%、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.2%、割引率に用いる長期利子率は名目3.7%を利用した。将来の年齢別人口は『日本の将来推計人口』2011年12月推計を用いた。

3. 財政収支の動向

プライマリーバランスの推移を図1に示している。基準ケースとして消費税率を10%まで段階的に引き上げる場合を取り上げる。図には基準ケースとともに、復興増税が行われなかった場合のプライマリーバランスへの影響と、消費税率を追加的に20%まで引き上げたケースを掲載している。消費税率の追加的な引き上げは10%に引き上げたあと、

- 2019年 13%
- 2020年 14%
- 2021年 15%
- 2025年 18%
- 2026年 19%
- 2027年 20%

と引き上げられるものと想定する。

まず、基準ケースをみると、震災復興の支出増を短期的に行うため、プライマリーバランスの赤字が拡大する。その後、復興の集中支出が終了し、復興増税と消費税の引き上げによって、プライマリーバランスは段階的に改善する。復興増税なしのグラフと10%までの引き上げのグラフを比較すると、その差は小さいことがわかる。このことから、震災復興の対策は短期的なものであり、復興増税の長期的な財政収支への影響は軽微なものであるといえよう。

⁸ 第1章と同様に、消費税率の追加的な引き上げについても分析を行っている。引き上げのスケジュールについても第1章と同じ想定を置き、最終的に20%まで引き上げられるものとしている。

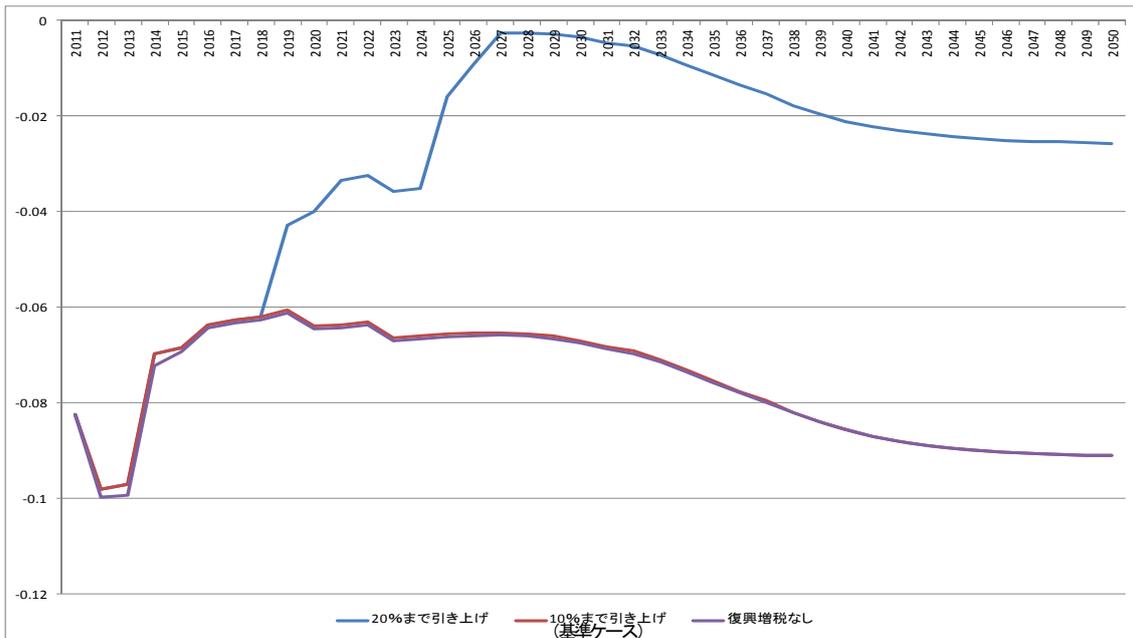


図1 プライマリーバランス(対GDP比)

また、消費税率の引き上げが10%まででとどまる基準ケースでは、プライマリーバランスの赤字は解消されていない。消費税率を20%まで段階的に引き上げるケースを見てもプライマリーバランスは黒字化しない。さらに引き上げが終了すると急激にプライマリーバランスが悪化していく。

図2には増収額が示されている。これによると消費税の税収は税率引き上げが終了したのちも増加をしている。図1にその効果が表れていないのは、税収増加の伸び率が政府支出の伸び率を下回っているためである。

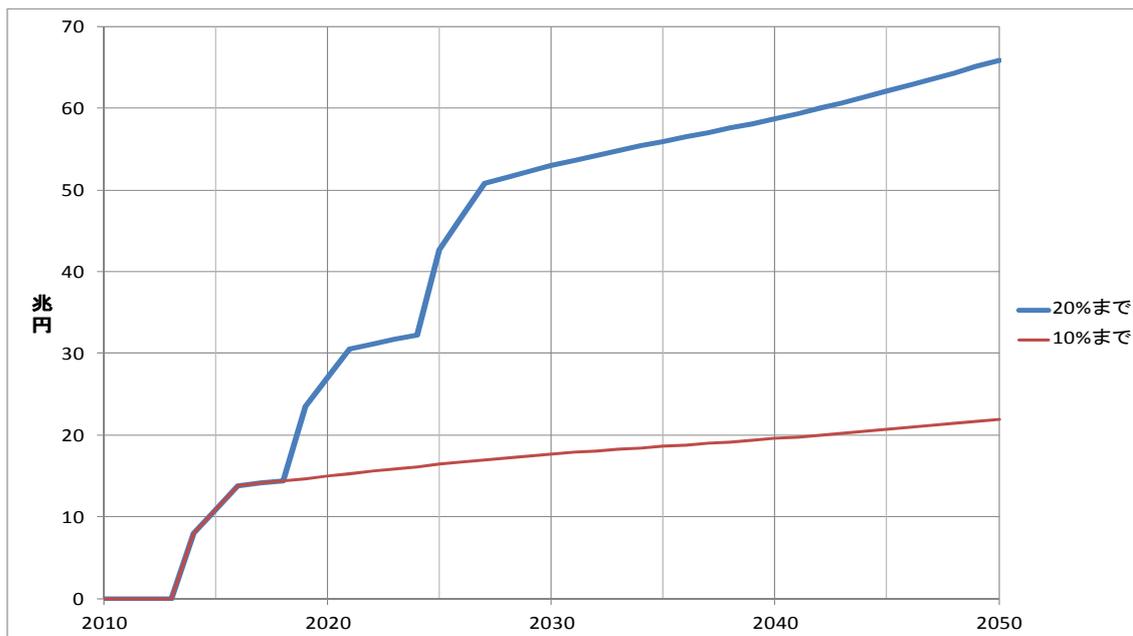


図2 消費税率引き上げによる増収額 (単位 兆円)

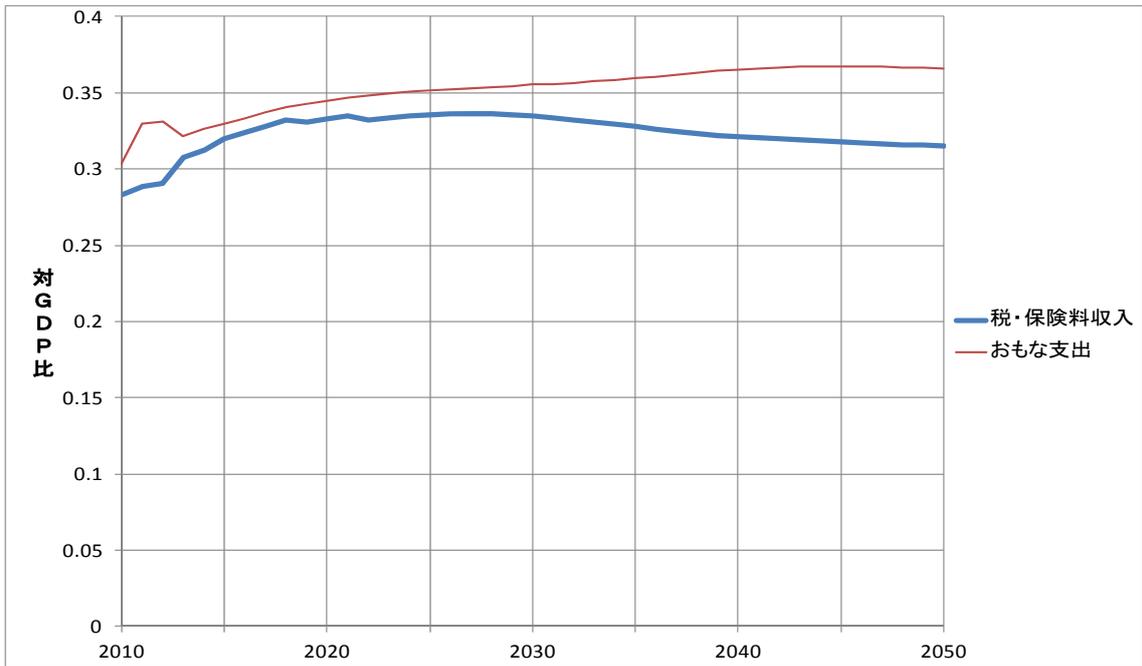


図3 一般政府の収入と支出

基準ケースについて、一般政府の収入と支出を示したのが図3である。これによると、税・社会保険料の伸びは、支出の伸びを下回る。消費税増税による税収の増加は、支出増の一部分を賅うにすぎない。

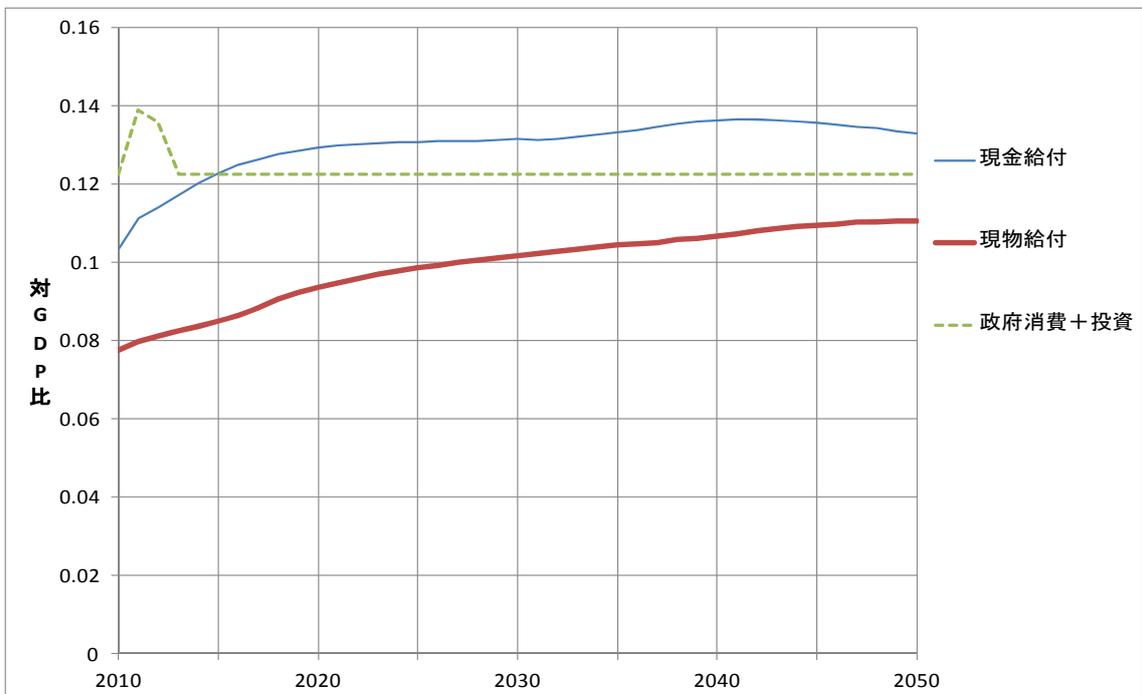


図4 おもな支出の内訳

図4をもとに支出の推移をみる。政府消費と政府投資は、震災復興以外は対GDP比を一定に保つと想定している。現金給付はその大部分を占める年金給付の伸び率がマクロ経済スライドによって抑えられているため、給付の対GDP比は抑制される。現物給付は、医療と介護の支出抑制の具体策を入れていないため、対GDP比が上昇する。

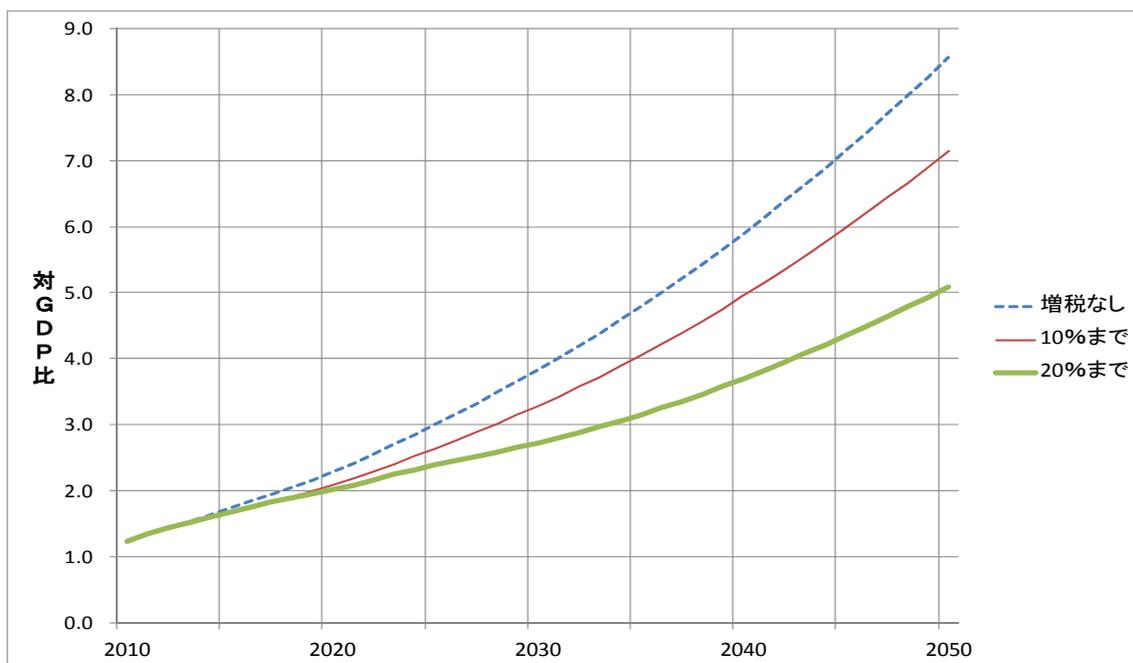


図5 債務残高対GDP比率の推移

図5は債務残高の対GDP比率の推移を示したものである。上述のようにプライマリーバランスが黒字化しないため債務残高は増加をし続けることになる。消費税の増税はこの比率を引き下げているものの、いずれも増加基調であることに変わりはない。

4. 世代別受益と負担への影響

世代別の生涯の受益と負担は図6、図7にまとめられている。図の数値は2011年以降の純負担額を示したもので、横軸は2011年の年齢を示している。一番右に位置しているのは将来世代である。ここでは、累積債務を将来世代が均等に負担すると想定しているので、その分だけ将来世代の負担が現存世代より大きくなる。

消費税の引き上げにより、若い世代の負担が増加する。20%まで引き上げることの影響も若い世代ほど大きくあらわれ、80歳代より上の世代には追加的な引き上げの影響はほとんど出ていない。

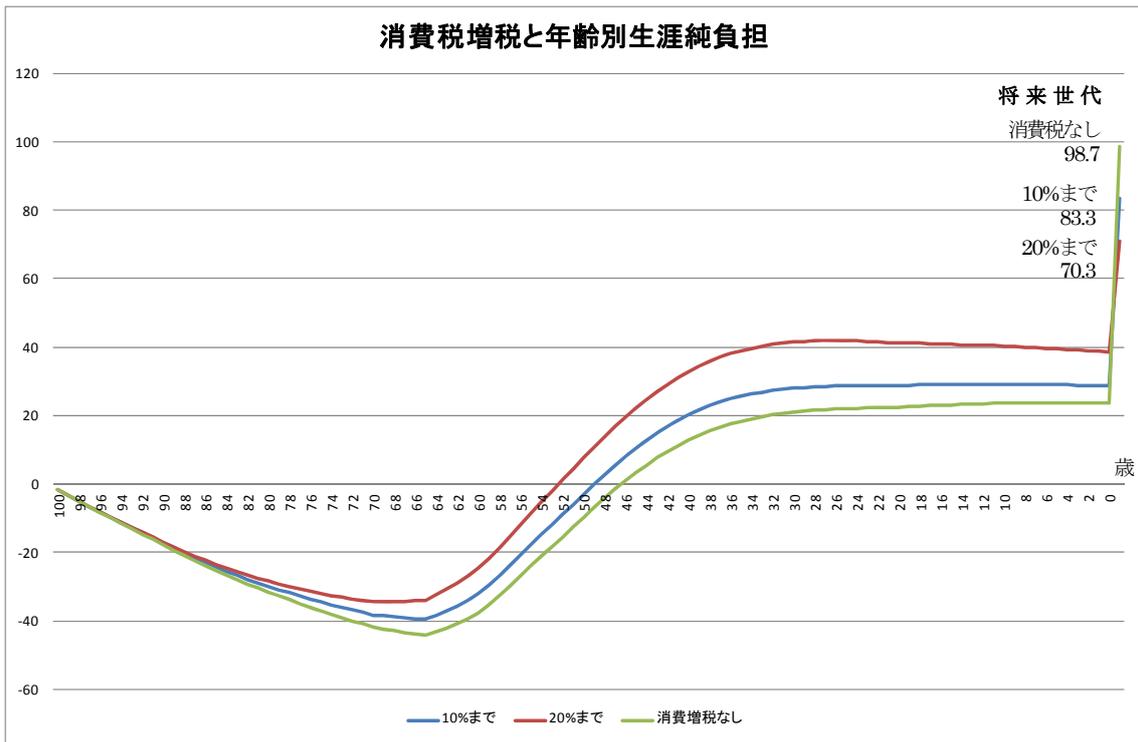


図6 世代別生涯純負担 (100万円)

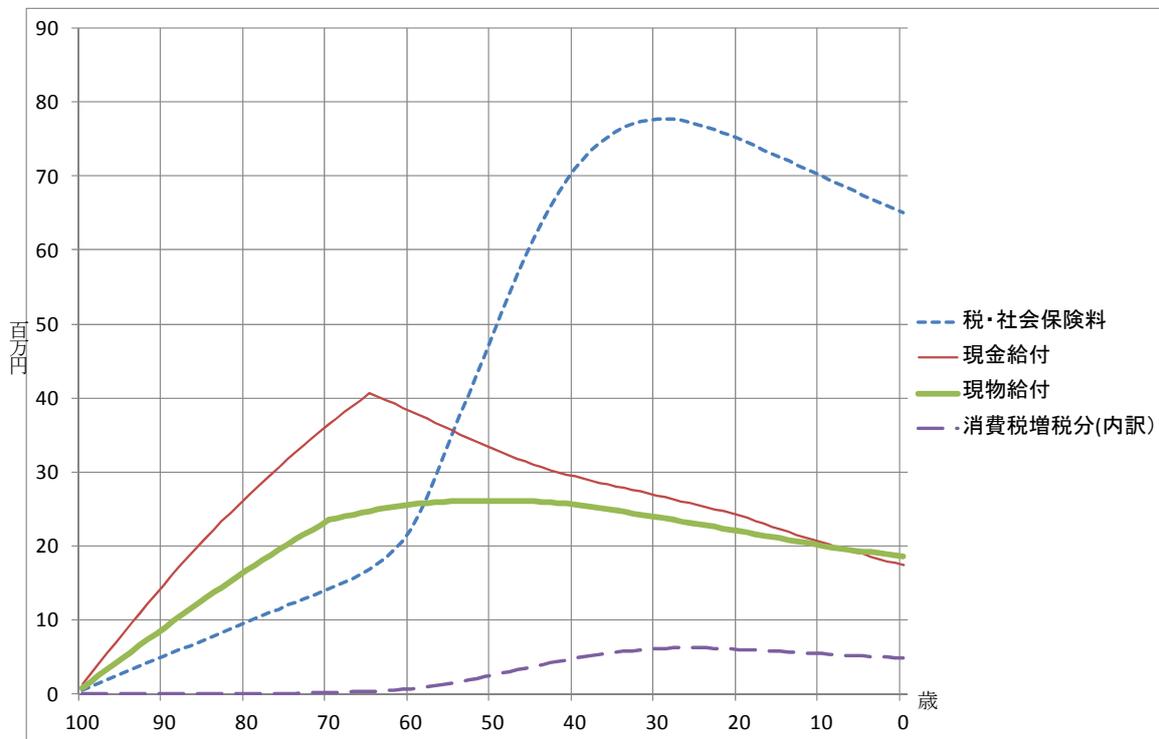


図7 世代別受益と負担の内訳

しかし、将来世代にとっては、20%の引き上げは生涯負担の軽減につながる。これは、累積債務の縮小が影響をしているためであり、いわゆる将来への負担の先送りが小さくなった分だけ現存世代との負担の差が縮小しているのである。図8のように、消費税率を10%にまで引き上げる場合は、生涯の負担増は35歳前後が最大でその額は約750万円である。消費税率を20%にまで引き上げる場合には、生涯負担の最大は30代前半で約2,070万円である。このような負担増が累積赤字の減少を通じて将来世代の負担を軽減させる効果をもつのである。

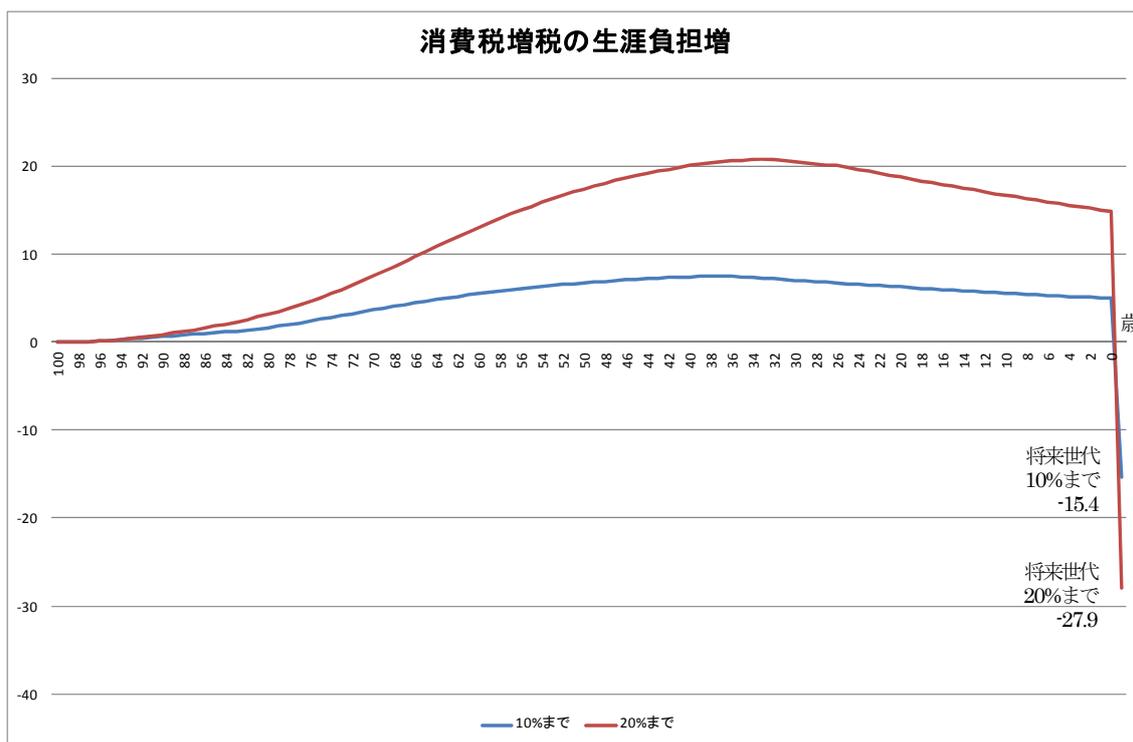


図8 消費税増税の生涯負担増

5. 社会保障給付の抑制の影響

3節および4節でみたように、消費税率の引き上げだけではプライマリーバランスの黒字化は達成されず、将来世代への負担の先送りも解消されていない。そこで、追加的な改革案として、現物給付に含まれる医療給付と介護給付の伸び率を抑制する策を取り上げ、その影響を計測してみよう。ここでは、1人あたりの年齢別医療給付費と介護給付費の伸び率を表2の賃金成長率から経済成長率に引き下げるものと想定する。

この想定のもとでプライマリーバランスがどのように変化するのか示したのが図9である。いずれも消費税率は20%まで段階的に引き上げるとしたうえで、医療給付と介護給付の抑制を導入した効果を測定している。なお、給付の抑制は、シミュレーションの開始時である2012年からである。図9によると、給付の抑制により、プライマリーバランスの黒字化が2027年以降実現するものの数年にすぎ

ず、永続的ではない。しかしながら、2040年代以降のプライマリーバランスの赤字幅をみると、給付抑制しない場合には赤字が拡大傾向にあるのに対し、給付抑制を行うと赤字幅が一定に保たれている。このことは、医療介護の給付抑制が財政収支の観点からは不十分ながら一定の効果を有していることを示しているといえよう。

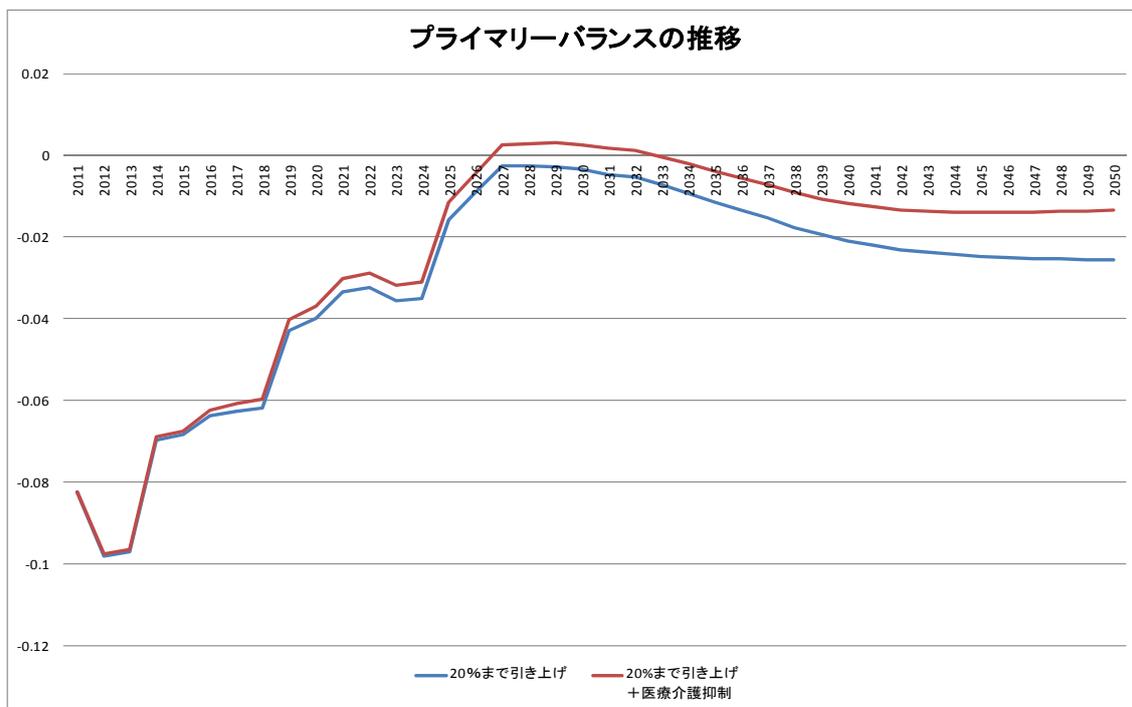


図9 医療給付費と介護給付費抑制によるプライマリーバランスへの影響

次に、給付の抑制が世代別の生涯純負担におよぼす影響をみよう。給付の抑制はそれ自体が各世代の給付の減少につながるため、純負担でみると純負担の上昇を意味する。一方、このモデルでは医療と介護の保険料負担の総額がそれぞれの給付の一定割合になるように内生的に決定されているので、それぞれの給付の抑制は保険料の負担の減少につながる。これは純負担の観点からは純負担の低下を意味する。

現存世代については、上記の2つの効果の合計が図10に描かれることになる。これによると、現存世代の純負担は増加し40歳前後の負担増が最大で約470万円であることがわかる。30代より若い世代は40代よりも純負担の増加額が小さいが、これは保険料負担の軽減が40代よりも大きいからであると考えられる。

将来世代は、図9のプライマリーバランスの改善による債務の圧縮効果が働くため、純負担は軽減される。ただし、医療給付と介護給付の抑制による受益の減少も受けるため、トータルの改善は約200万円である。将来世代と0歳世代の純負担の格差は給付抑制のない場合の3200万円から給付抑制の場合の2600万円へと600万円の縮小がみられる。

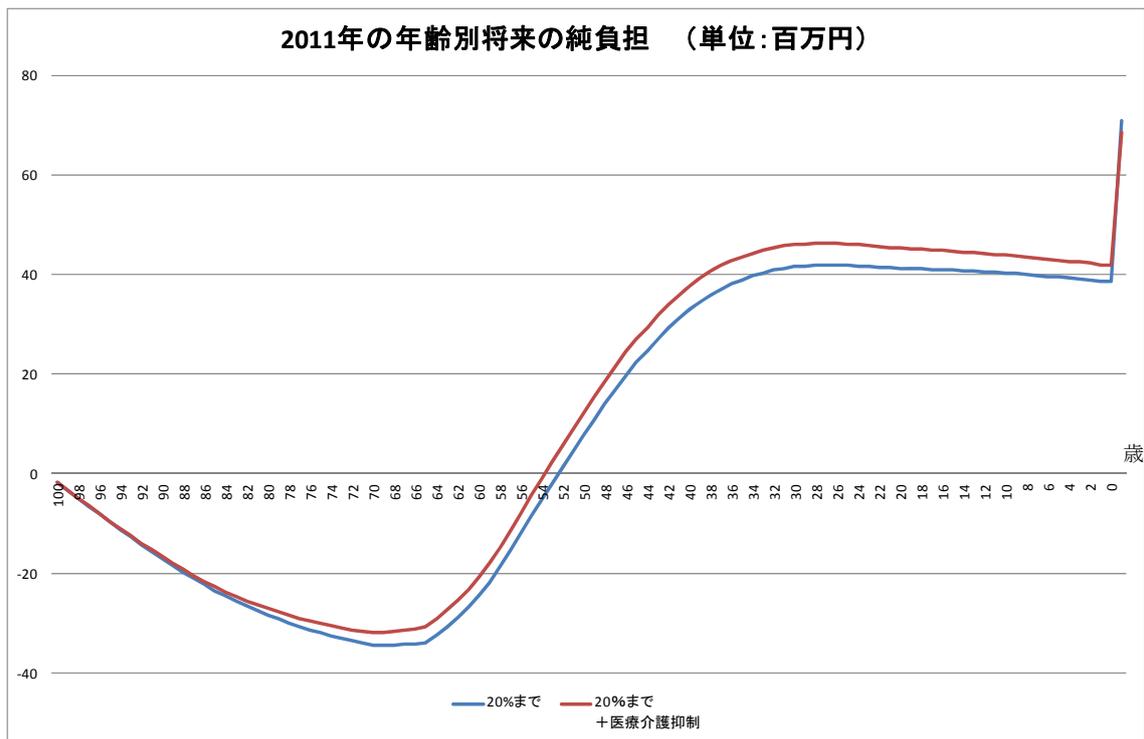


図10 医療給付費と介護給付費抑制の生涯純負担への影響

6. おわりに

以上の結果について、消費税増税の効果を中心にまとめておこう。消費税増税は長期的な財政収支と世代別の生涯負担に影響をおよぼす。本稿では、段階的な10%までの引き上げにくわえて追加的に20%まで引き上げることを想定した。

まず、財政収支に関しては、消費税の引き上げによりプライマリーバランスの改善がみられるが、黒字化には至らないことが示された。Sakuragawa & Hosono (2011)でも過去の財政運営の継続では、財政破綻が起きることを示し、財政ルールによる収支のバランスをシミュレーションしている。本章ではこのルールについてその具体的な方策として消費税増税を挙げたといえるが、ここで示されたのは、20%の引き上げだけでは不十分だということである。追加的な改革案として医療給付と介護給付の抑制を取り上げた。プライマリーバランスの永続的な黒字化は実現しないが、財政収支の改善には一定の効果があるといえよう。

次に、消費税増税の世代間格差におよぼす効果をまとめておこう。消費税を10%にまで引き上げる場合と20%に引き上げる場合では、いずれも現存世代の生涯負担を増加させ、将来世代の負担を減少させ、格差は縮小する。しかしながら、上述のように、単年度のプライマリーバランスが黒字化していないため、将来世代への負担の先送りは依然として存在している。

プライマリーバランスの改善と世代間格差の縮小については、支出についても抑制策が必要と考えられる。岩本・福井(2007)では、医療・介護保険について若い世代ほど負担が大きくなることを指摘

し、対策として積立方式への移行を提言している。年金がすでにマクロ経済スライドによる支出の抑制に取り組んでいるのに対し、医療・介護については、その伸び率がGDPの伸び率よりも高いままであると予測され、対策が取られていない。本稿では6節で医療給付費と介護給付費の1人あたり伸び率をGDPの伸び率にまで抑制する場合の効果を計測した。現存世代の純負担は増加するものの、30代以下の世代では保険料の上昇が抑えられるため負担増が抑えられ、将来世代の純負担減少とともに世代間の格差縮小の効果がみられる。

ここで採用している世代会計アプローチでは、累積債務を将来世代が負担することを暗黙に想定しているが、一定の累積債務を維持することは現実的な対応としてありうる。ただし、この場合でも一定レベルまで累積債務を縮小するためにはプライマリーバランスの黒字化が必要である。さらに、その後GDP比率を一定に保つためには、成長率が利子率を下回る場合にはプライマリーバランスを黒字に維持する必要がある。ここでの分析で示されたように、現在の支出・収入構造をもとに消費税率だけを引き上げても、黒字化は達成されないのである。

参考文献

- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale, and Laurence J. Kotlikoff (1991) "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting" NBER Working Paper No.3589
- Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff (1985) "The Efficiency Gains from Social Security Benefit - Tax Linkage" NBER Working Paper No.1645
- Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff, Robert P. Hagemann, and Guiseppe Nicoletti (1991) "The Economic Dynamics of Four OECD Countries" OECD Working Papers No.62
- McCarthy, David, James Sefton and Martin Wealle (2011) "Generational Accounts for the United Kingdom", NIESR Discussion Paper No. 377
- Sakuragawa, Masaya and Kaoru Hosono (2011), "Fiscal sustainability in Japan", mimeo
- 麻生良文(1992)「厚生年金制度による世代間所得移転」『郵政研究レビュー』第2号 69-82
- 岩本康志・加藤竜太・日高政浩(1991)「人口高齢化と公的年金」『季刊社会保障研究』第27巻 第3号
- 岩本康志・福井唯嗣(2007), 「医療・介護保険への積立方式の導入」, 『フィナンシャル・レビュー』, 第87号, 2007年9月, 44-73頁
- 土居丈朗 (2006) 「政府債務の持続可能性を担保する今後の財政運営のあり方に関するシミュレーション分析 - Broda and Weinstin 論文の再検証 -」 RIETI Discussion Paper Series 06-J-032
- 増島 稔・島澤 諭・村上 貴昭(2009) 「世代別の受益と負担～社会保障制度を反映した世代会計モデルによる分析～」 ESRI Discussion Paper Series No.217
- 吉田浩(1995) 「世代別会計によるアプローチ」 ESP Vol.277
- ローレンス. コトリコフ(1993) 『世代の経済学』 日本経済新聞社